

浦 監 第 157 号
平成 21 年 1 月 26 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	杉 山	元 三
同	辻 田	明

平成 20 年度定期監査（都市環境部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 20 年度定期監査（都市環境部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

都市環境部

3．監査の実施期間

平成 20 年 10 月 1 日から 11 月 27 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 環境保全課

大気汚染の様々な測定について、測定結果のデータをどのように活用しているかを確認したところ、データの分析を行い、市の環境状況を把握しているとのことであった。費用対効果を考え、測定結果を今後の市の環境保全に有効活用できるよう検討されたい。

(2) 斎場

行政財産使用料（売店の使用料）の減免について、許可条件に基づいて 2 名の雇用はされているとのことだが、「使用目的」と照らし合わせて不明瞭であった。今後も、使用許可条件に基づいて指導するよう努められたい。

(3) ごみゼロ課

ビーナスニュース作成業務委託について、平成 18 年度の定期監査の際に一社随意契約のあり方について検討を求め、その後の状況を確認したところ、契約内容を見直し、契約金額の引き下げを行ったとのことであった。一社随意契約の事情は理解できたが、今後は、他社からも見積もりを取り金額を比較するなど、契約金額の検証を行うよう努められたい。
生ごみ処理容器等購入費補助金について、生ごみ処理容器等を使用することにより、生ごみの減量及び資源化が図られることから、補助金の利用が促進されるよう、さらに周知方法等を検討されたい。

一般廃棄物（し尿）収集及び運搬業務委託について、汲み取り世帯数は年々減少しているため、固定経費と変動経費（世帯数）とに分け、汲み

取り世帯数の減少に対応した契約金額となるよう検討されたい。

(4) ビーナズプラザ

ガラス工房運営経費について、定員に満たない講座もあることから、費用対効果の視点に立って、再資源化の促進に関する活動の場の提供という事業目的が達成できるよう、ガラス工房の運営及び周知方法を検討されたい。

(5) 下水道課

下水道事業受益者負担金について、平成 18 年度の定期監査において、滞納対策を検討するよう求め、その後の状況を確認したところ、「排水設備確認申請書」を提出の際に受益者負担金の納入状況を確認し、未納者に対しては納入状況の説明を行う等、対策が講じられており、平成 19 年度における新規賦課分の徴収率が 100%になったとのことであった。今後も更に滞納額削減に向け、土・日曜日の戸別訪問等も検討するなど、より一層の徴収に努められたい。

下水道使用料について、平成 18 年度の定期監査において、滞納対策を検討するよう求め、その後の状況を確認したところ、毎月の電話連絡及び戸別訪問を行っているとのことであったが、滞納額削減に向け、土・日曜日の戸別訪問等も検討するなど、より一層の徴収に努められたい。

下水道普及啓発事業について、パンフレット「水洗化のおすすめ」の印刷内容を検討し、経済性を考慮したものとなるよう改善されたい。

(6) クリーンセンター

衛生手数料について、収入未済額削減に向け、対応及び徴収方法をさらに検討されたい。

施設維持管理経費の建設工事費について、ごみ計量器の設置工事をする際、設置位置の変更及び据え置き式から埋め込み式に変更したため、予算が不足し、配当替で対応したとのことであった。予算計上時に現場状況の把握に努めていれば回避できる内容であることから、今後は十分精査し予算計上するよう努められたい。

委託及び工事契約について、入札差金の取り扱いを確認したところ、突発的な設備の故障等に対応するため、入札差金の補正を保留しているとのことであった。ごみ処理施設は稼働後 14 年を経過し、設備の老朽化が進んでいるため、事情は理解できるが、予備費からの支出が適切であることから、入札差金が生じた際は補正を行い、適正な事務処理に努められたい。